

令和 年 月 日

事業所運営法人 代表者様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

指定相談支援事業者等の更新について

日頃は本市障害福祉行政に多大なるご協力を賜り、感謝申し上げます。

下記の指定を受けている事業者の皆様は、指定の有効期間の満了日が近づいてまいりました。つきましては、下記のとおり更新の手続きを行っていただく必要がありますので、ご案内いたします。

記

1 更新申請書提出期限

指定（更新）日	有効期間満了日	更新申請書提出期限

※申請書の受付は、提出期限の1か月前から受け付けます。申請書の提出期限にご注意ください。

※同一事業所番号でも、当初の指定日が異なるため、サービスごとに有効期間満了日が異なる場合があります。

2 提出書類

- ・有効期間の満了する事業所番号ごとに、**別紙**の書類を作成してください。
- ・各申請書等の書式は、「ウェルネットなごや」からダウンロードしてください。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/top>

「事業者の方へ」→「障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務等」→「障害福祉サービス事業所の指定、変更、加算の届出等」→「事業所の更新申請の手続きについて」

3 提出先及び提出方法

- ・専用提出フォーム <https://logoform.jp/form/mX9C/764507>

原則として、上記「ウエルネットなごや」上の専用提出フォームよりご提出ください。

- ・やむを得ない場合のみ「更新申請書在中」と記載の上郵送してください。
〒460-8508 （住所不要）
名古屋市役所健康福祉局障害者支援課事業者指定担当あて

4 更新申請書の受付

専用提出フォームで提出の場合、受付完了メールが届きます。

5 申請内容の確認

指定担当から申請内容を確認する場合、メール又は電話でご連絡します。

6 更新通知書

申請書の審査後、更新通知書（又は却下通知書）を法人所在地へ普通郵便で送付します。更新日から1週間経過しても通知が届かない場合は、下記連絡先までご連絡願います。

7 その他

- (1) 更新を希望しない場合は、更新申請書提出期限までに電話にて下記担当まで連絡のうえ、失効に関する申立書・誓約書（市様式例24）を提出してください。なお、場合によってはご来庁をお願いすることがあります。
- (2) 更新にあたって、人員基準の未充足など指定基準を満たしていない事業所については、状況確認のため後日ご来庁いただく場合がありますのでご了承ください。

〔【担当】名古屋市役所 障害者支援課 事業者指定担当
電話：052-972-3965〕

○提出書類について

更新申請チェックリスト（相談支援用）	
申請書及び添付書類	
支援 一般 相談	・ 指定（更新）申請書（第1号様式）
	・ 指定一般相談支援事業所の指定に係る記載事項（付表13）
	・ 指定一般相談支援事業者の指定に係る誓約書（国標準参考様式3） ※誓約書と、該当の別紙を添付してください。
相談 支援 特定・ 障害児	・ 指定（更新）申請書（第2号様式）
	・ 指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定に係る記載事項（付表14）
	・ 指定特定相談支援事業者の指定に係る誓約書（国標準参考様式3） ※誓約書と、該当の別紙を添付してください。
	・ 指定障害児相談支援事業者の指定に係る誓約書（国標準参考様式3） ※誓約書と、該当の別紙を添付してください。
共通	・ 法人登記簿の「現在事項証明書」 ※発行後3か月以内の証明書を提出してください。
	・ 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（国標準参考様式） ※更新月の予定表をご提出ください。 ※指定を受けているサービスすべてについて、それぞれ作成し添付してください。
	・ 組織体制図（市作成例01） ※1法人で複数事業所を運営している場合に添付してください。
	・ 運営規程（最新のもの）
情報公表制度に係る報告内容の確認票	

※提出した書類は必ず控えをとってください。

○現在の指定内容から変更事項がある場合は、変更届が必要です。（変更届は専用提出フォームより別途提出してください。）

○相談支援専門員の資格の分かる書類の写しを求める場合があります。